

論説

条約締結における一方的行為の位置付け —公海に対する沿岸国の権利をめぐって—

小 中 さ つ き

- 1 はじめに
- 2 事例研究
- 3 法の形成における一方的行為の位置付け
- 4 法の形成における一方的行為の要件の具体化
- 5 むすびにかえて

1 はじめに

特定の事項を規律する国際法の不存在が確認されるとき、国家は新たな法の定立により問題を解決しようと試みる。外交交渉や国際会議を通しての条約の作成、国家実行による慣習国際法の形成、その方法は様々であるがこれらは条約法が定める手続に従って作成され、また慣習国際法の成立要件に基づきその存在が確認される。

しかしながら、統一的な立法機関を持たない国際社会では、新たな法を必要とする国家の意思表示として国内法や政治判断に基づく国家による一方的行為がとられる場合がある¹。そして関係国との合意に基づかない一方的行為の中には、力による現状変更であるとして、国際社会における法の支配を脆弱化させ、国際問題化するものもある。

例えば、米国の貿易収支の悪化の原因となる貿易不公正政策をとったとして、貿易赤字相手国に対して米国通商法に基づき採られる一方的な制裁措置や²、海産哺乳類保護のために採られた一方的行為³は国際関係を悪化させ緊張関係を生み出してきた。

しかしながら、実際には合意に基づかず一方的にとられた国家の行動を通して主張された内容が、関係国からの何らかの受諾を得て新たな法の形成を導く場合があり、一方的行為が単なる事実ではなく実質的法源たり得ることも否定することはできないと考える。

したがって、ある一方的行為が、国際関係を悪化させ、場合によっては国際法違反として排除されるべきものなのか、もしくは新たな国際法を形成する実質的法源となり得るのかを峻別する基準の設定が重要である。その基準が明確であれば、大国による一方的な国際法の変更を防ぎ、国際社会における法の支配を守ることができよう。

法の形成における一方的行為の法的効果について筆者は別稿で「英米ベリング海のオットセイ仲裁事件」（1893年）を題材に論じた。一方的行為の違法性を問われた米国は、自衛権を援用してその違法性を正当化しようとしたが、裁判所は、オットセイ保護のために平時に公海上で自衛権を行使することを認めず、拿捕を公海自由の原則に違反すると断じた。一方で米国が主張したオットセイ保護のためにとられた一方的行為の「必要性」についてはその根拠を裁判所はオットセイ漁に関する新たな規則の中に反映させた。

一方的行為を支える「必要性」の内容が関係国に対してどれだけ説得的であるかということが、当該一方的行為が法の形成における法的効果を持つかどうかの重要な基準の一つであると考ええる。この「必要性」の中身を精査し、客観的な判断基準として提示できるのであれば、力による現状変更を目指す一方的行為は排除され、国際法の定立方法として一方的行為を位置付けることが可能となるのではないだろうか⁴。

本稿は、この「必要性」の内容をさらに明確化し、独立の要件として提示しうるのか検討することを目的とする。

必要性（necessity）は国際法においては、自衛権行使の要件としてだけでなく、緊急の例外的な状況において、国家による一定の行為を正当化するた

めの抗弁として用いられる。国家責任法における違法性阻却事由としての“necessity”（緊急避難）、国際人道法における“military necessity”（軍事的必要性）、また外交交渉において、国家は自国の一方的行為の正当化のためにその必要性を主張する。

これらの多様な必要性（necessity）は、違法行為を正当化するという点で効果に一定の共通性は見られるものの、相互の関係性は明確ではない。緊急避難の発展過程において、それが自衛の一類型として捉えられてきたことや⁵、用語自体の近似性や訴訟戦略として国家責任法における緊急避難の主張とそれ以外の必要性との主張が重複してなされてきたことなどから概念の混同が見られる⁶。

したがって、法の形成における一方的行為を支える「必要性」を様々な類似の概念や事例の中から拾い出し、整理する必要がある。

緊急避難については、国連国際法委員会（ILC）が2001年に採択した国家責任条文第25条に規定した。ILCの作業に呼応するように国際司法裁判所は条文の採択に先立って、1997年ガブチコボ・ナジマロシュ計画事件判決で緊急状態を違法性阻却事由としての慣習法規則であることを認めた⁷。

国際法の規則として緊急避難は現在確立されつつあると言える。しかしながらILCの国家責任法の法典化作業において、どの事件を緊急避難の事例として分類するかは決して簡単な作業ではなかったといえよう。“necessity”に言及した過去の事例が全て緊急避難の事例であるかどうかは自明のものではなく、法の形成における一方的行為を正当化するための「必要性」が混在している可能性もある。

本来、一方的行為が実質的法源として条約の締結を導いたかどうかを明らかにするためには、より多くの条約の形成過程を検証しなければならないが、本稿では、研究の端緒となったベーリング海のオットセイ仲裁事件における「必要性」の内容を改めて見直し、加えてILCにより緊急避難の事例と分類されながらもその分類に疑問が呈され、かつ後に条約の締結へと結実した海洋環境保護に関する事例を分析することで、そこに、実質的法源としての一方的行為の存在の可能性を見出し、一方的行為を正当化するための要件としての「必要性」の明確化を試みたい。

2 事例研究

(1) ベーリング海のオットセイ保護について

ベーリング海のオットセイ保護については英米間での仲裁裁判のほかに英露間でも問題となった。英露間の「ロシアによるオットセイ捕獲禁止事件」

(1893 年) については、ILC が国家責任条文作成の際に緊急避難の事例として取り上げている⁸。両事件ともオットセイ保護のための拿捕行為が問題となったが、それぞれの事件において、拿捕行為国は拿捕という一方的行為の必要性をどのように説明したのかをここで見ていきたい。

i) 「ロシアによるオットセイ捕獲禁止事件」 (1893 年)

ロシアがベーリング海のオットセイの絶滅を防ぐために行った英国漁船の公海上での拿捕に端を発する事例である。ILC の国家責任条文第 25 条の注釈では、本件を緊急避難の抗弁が認められた、もしくは否定されなかった事例の一つとして取り上げている⁹。

ロシアは、オットセイ保護のために公海上で英国のオットセイ漁船を拿捕していたが、この問題について、領海外も含むロシア沿岸 10 カイリ内の海域と自国領土であるコマンドルスキー島とロッベン島の周囲 30 カイリ内の海域でのオットセイ漁を引き続き一方的に禁止する意向を、1893 年 2 月 24 日のロシア外相から英国大使への書簡で示している。本書簡でロシアは、公海上でのオットセイ漁の禁止や違反漁船の取締りを行うことを伝えるだけでなく、それらの措置の根拠を示している。

第一には、領海に関する国際法の一般規則の厳格な適用ではオットセイの絶滅の危機を脱することができないことが明白であることを 1887 年に露英米 3 カ国で確認していること、また規制措置の必要性が 1891 年に英米間でも合意されていることに言及し、英国自身が国際法の一般原則からの逸脱の機会を承認しているとしている。つまり既存の法では解決できず新たな法の必要性をロシアだけでなく英国も認めていたことが強調されている。

第二に、絶滅の危機に瀕している状況において、これまでとってきた規制

措置ではもはや十分ではなく、遅滞なくさらなる実効的な保護措置をとる必要があることを、違法操業による乱獲などによってこの2年間でロンドン市場で取引されるロシア産のオットセイの獣皮の総数が激増している実態など具体的なデータに基づき訴えている。オットセイの危機的状況を客観的に説明しようとしている。

第三に、狩猟期を目前にして保護措置を採ることが時間的に切迫しており、公海上であってもロシアによる即時の暫定的な措置が絶対的に必要 (*la nécessité absolue*) であることが主張された。一方的に保護措置をとることの緊急性や例外的状況における措置の暫定性が強調されている¹⁰。

ロシアのこうした態度に対し、英露間での交渉の結果、最終的には、ロシア側の意向に沿う形で、1893年5月に両国間でオットセイ保護のための協定が締結された¹¹。

協定では第1条で、1893年12月31日までの間、英国は、自国民に対してベーリング海とその他の北太平洋のロシア領土の10カイリ以内およびコマンドルスキー島とロッペン島の周囲30カイリ内でのオットセイの捕殺を禁止すると規定された。第2条では、英国政府は英国巡洋艦を用いて第1条に示された領域でのイギリス国民によるオットセイの捕殺を防止することが求められ、続く第3条では、英露両国の巡洋艦は、同領域でオットセイの捕殺を行う英国船を拿捕することができるとしている。オットセイ保護のために必要だとロシアが主張した内容がそのまま規定されたと言えよう。

第3条はさらに、ロシアが英国漁船を拿捕した場合には、英国当局による裁判に服するため、横浜もしくは英国が領有する港で英国漁船がロシアから英国に引き渡されるとしている。規制措置の内容についての話し合いと並行して拿捕された英国船に関する取扱いについても協議されたが、公海上での外国船の拿捕という本来ロシアが国際法上持ちえない権利を認めるのはあくまでも例外的な措置であって、拿捕された船舶の扱いについては国際法の原則である旗国主義に基づくことが示されている。

第4条では、ロシアが二つの島と周辺海域において1893年に捕殺するオットセイの数を3万に限定し、ロシア自身も自国への制限を受け入れている。また、本協定の性質として、1893年のオットセイ漁のみを対象とするもので

あつて、協定締結前に拿捕された英国船についてはいかなる遡及的効力も持たないとされ、以前の拿捕を合法化するものではないとしている。

オットセイの保護については、その後公海を含む海上獵獲を全面的に禁止する日米英露間のオットセイ保護条約（1911 年）の締結へと導かれることになる。

本件においてロシアが主張した拿捕を含む一方的な規制措置の絶対的な必要性とは果たして法的にどのような意味を持つのであろうか。ILC は本件を緊急避難の事例として説明しているが、例えば山田は、英露の一連の交渉の中で、英国は協定により協定後の拿捕を認めたものの、協定締結以前のロシアによる一方的な拿捕については正当と認めておらず、またロシア自身も違法性阻却事由として緊急避難を主張しているわけではなく、新たな規制措置を両国で合意するまでの必要な暫定措置としての主張であったことから、緊急避難の事例ではないと結論付けている¹²。また、北村は ILC が「絶対的な必要」という主張に着目したために、本件を緊急避難の事例として取り上げたが、そこで主張された必要性が果たして緊急避難という法的概念で説明されるものなのかどうかについては疑問ありとしている¹³。

では、ロシアが主張した、公海上での拿捕やオットセイ漁の禁止といった一方的行為の必要性をどのように位置づけることができるのであろうか。第 4 節で改めて検討したい。

ii) 「英米ベーリング海オットセイ仲裁事件」（1893 年）¹⁴

1867 年に米国はロシアからアラスカおよびプリビロフ諸島を含む隣接諸島を 720 万ドルで購入し、その後、海洋生物保護の国内法を制定してオットセイの保護措置を採った。1886 年、自国領域であるアラスカ海域でのオットセイの捕殺を禁止した国内法に違反するとして、距岸 60~70 カイリの海域（ベーリング海）で米国は、カナダ（英国）籍のオットセイ漁船 3 隻を拿捕し、当該漁船の船長に禁固刑や罰金を科した。

国内法に基づく拿捕という米国の一方的行為に対して、英国は直ちに抗議し、その結果米国大統領令により船長らは釈放されたが、当該海域では引き続き米国によりカナダ漁船の拿捕が続いていた¹⁵。この間米国は、人類全体の使用に供されているオットセイを保護することは国際社会全体の「共通利

益 (common interest)」であり、オットセイのより適切な保護のため、英国をはじめ、フランス、日本、ドイツ、ロシア、スウェーデンおよびノルウェーなどの関係国に国際協力を求めた¹⁶。

1888年4月、英米間でベーリング海のオットセイ保護の具体的な保護措置に関する交渉が始まったが、結局合意には至らず、1892年2月、両国は事件を仲裁裁判所に付託することに合意した¹⁷。

裁判所に請求された付託事項の主要な争点は、米国が領海の外で国内法に基づきオットセイ保護のためにとったカナダ船の拿捕という一方的行為が、米国の権利として認められるのかという点であった。

米国は、プリビロフ諸島に生息するオットセイの保護措置を米国が採ってきたことにより絶滅が回避されてきたと主張。回遊性であるオットセイを自国領域で管理してきたことにより領域外でも米国に保護権が発生すること、またその保護権は、人類に必要な公益性の高い動物であるオットセイおよびオットセイ産業の保護に対してのみ発生し、繁殖地を領有する国家は他国からの信託を受けて保護権を行使できると主張した。この点に関して、米国は中米やアラブのコーヒー豆、中国のお茶そして南米の天然ゴムをオットセイと同じく人類の共同財産 (the common property of mankind) の例として挙げ、それらが生育地の国家の独占的財産ではないが当該国家が保護権を持つことを強調している¹⁸。このような法的性質を持つオットセイの保護のために公海においても強制措置をとることが必要であれば、平時の自衛権として当該行為を沿岸国が採ることは正当化されるのだと米国は主張した¹⁹。

こうした米国の主張に対して、英国は回遊性というオットセイの習性をもってしても、野生動物であるオットセイは所有権の対象とはなりえず、また公海自由の原則に基づき行われている公海上でのオットセイ漁の適法性や条約で合意しない限りは平時における自衛権は認められないとする、米国と真っ向から対立する主張を行った²⁰。

こうした両国の主張に対し、1893年8月、裁判所は米国がオットセイに対する所有権も保護権も持たず、また領海3カイリの外の公海上でのオットセイ漁に関する排他的な管轄権も持たないと判断し、米国の自衛権に基づく拿捕という一方的行為の主張を斥けた。しかし本件は付託事項の中に、法的

判断とは別に、ベーリング海のオットセイの適切な保護と保全（proper protection and preservation）のために必要であれば、両国の管轄権外（outside the jurisdictional limits of the respective Governments）で適用される規則を示すことが裁判所に求められており、その結果裁判所は全9条からなる規則を示した²¹。

裁判所が決定した規則の内容は、プリビロフ諸島について領海3カイリを越えて60カイリまでの海域での両国民のオットセイ漁を英米それぞれが禁止することを義務付け、さらにそれ以外の公海上でのオットセイ漁についても、禁漁期間を定め、使用船舶の規制や火器等の使用の禁止、政府による捕獲数の管理などが定められた。こうした条約形式による規則を国内法化することも裁判官による付帯宣言によって勧告された²²。

規則の草案作成の議論の中で、裁判所はできるだけ実効的かつ具体的な規則を作成することに注力している²³。公海自由の原則を一部修正することになる本規則は、あくまでもオットセイ保護という目的についてのみ認められる、必要で限定的な措置であることを示す必要があった。

裁判所が定めた規則は、米国がカナダ船の拿捕という行為を自衛権によって正当化する際に主張した必要性の内容と重なる。オットセイの回遊性という性質上、領土および領海内だけでの保護措置では十分ではなく、公海での規制が必要であること、保護措置についての外交交渉が進まない中、絶滅の危機にあるオットセイ保護のための公海上での拿捕には緊急性が認められ、かつ唯一の手段であったこと、オットセイ保護が米国のみの利益ではなく、人類全体の共通利益であるという点である²⁴。こうした米国の主張を自衛権の発動要件として裁判所は認めなかったが、保護措置を必要とする根拠としては認めたと言うことができ²⁵、自衛権行使の要件として主張された必要性が、規則の実質的な内容となった。

さらにその後、前述した日米英露による「オットセイ保護条約」が1911年に締結され、オットセイの海上猟獲の全面禁止、外国船を含む違反者の公海上での拿捕を認め（第1条）、プリビロフ諸島を含む米・露領域内で捕獲されたオットセイの獣皮の総数の15%に相当する量および価格が日本とカナダ政府両国に引き渡されることが定められ（第10条）、これにより、裁判の

際に米国が主張した、オットセイが米国だけの利益ではなく、共通利益であることが示された。同条約はいったん失効したが、1957年に改めて同内容の条約、「北太平洋のオットセイの保存に関する暫定条約」が日本、カナダ、ソ連、および米国間で締結されている。

(2) トリー・キャニオン号事件²⁶

クウェートから117,000トンの原油を積んだリベリア船籍の巨大タンカーであるトリー・キャニオン号が1967年3月18日に英国沖合の公海上の浅瀬で座礁し、大量の原油を流出させた。座礁したその日の夕方から英国海軍の艦艇は流出した原油を除去するために洗浄剤を散布し、その後船内の油をポンプでくみ出す方法や船を離礁させた後、英国の海岸への影響が少ない海域まで曳航する方法などが検討されたが、悪天候などから断念され、そのうち流出した油がしだいに英国の海岸に漂着し始めるという事態に至った。そうした中、とうとう最終的には3月28日から30日まで、英国海軍と空軍の爆撃によって油を燃烧させるという一方的措置が英国政府の決定によりとられた。公海上にある外国船に対するこの措置は、船主の同意を得ることなく行われた²⁷。

英国政府は4月4日にトリー・キャニオン号に対する一連の措置についての白書を公開²⁸、続いて、ハロルド・ウィルソン首相による庶民院での趣旨説明が行われた。

政府が爆撃という一方的な措置を決定した経緯が説明され、専門家との協議なども行いつつ最善の策がとられたことが強調された。こうした趣旨説明の中で注目すべき点は本稿の問題意識からは2点挙げられよう。

第一には、爆撃行為の違法性についての英国の態度である。自国の海岸や沿岸漁業を保護するために公海上にある外国船舶を爆撃するという、旗国主義の原則からは国際法違反となり得る一方的行為について、首相は船が座礁しているセブンスストーンズリーフの位置が領海外であることを自ら指摘しつつも、そのことは政府が正しいと考える行動をとることを妨げない（“Many hon. Members would have been surprised to find that the Seven Stones Reef was not within British territorial waters. That did not and has not

deterred us in any action we considered right.”) と明言した²⁹。

さらに、英国に対して生じうる金銭的請求や、国際法や国内法上の考慮によっても爆撃措置を採らないという決断には至らなかったとし、法的考慮は行わなかったとすら述べている³⁰。

爆撃措置の法的根拠を示さないどころか、国際法を一切考慮する必要なしとも捉えられかねない首相の見解を補うため、アンソニー・グリーンウッド住宅・地方行政大臣は、政府は国際法違反の行為を採ろうとしたわけではなく、爆撃措置は実際に行われた時点よりも早い段階で実行されたとしても国際法の下で正当化されたと答弁している³¹。しかしながら、なぜ正当化されるかについては言及されていない³²。

爆撃行為に国際法上問題があることを認識しながらも、英国はその行為の合法性ではなく、あらゆる措置を丁寧に検討し、油が海岸に漂着し始めているという事実により、爆撃行為が唯一の緊急の措置であることの方を強調した。

第二には、事故の新奇性を指摘し、新たな国際規則の必要性を英国が強調している点である。首相は、タンカーが巨大化し油の積載量が増えたことによって、これまでとは損害の規模が大きく異なる大惨事が起きたことを教訓として、こうした事態に対応するための緊急の国際的な行動の必要があると述べ、実際に、政府間海事協議機関（IMCO）の会合に、緊急に（with the urgency）主張すべき新たな国際規則や国際法及び国家実行の変更についての提案を検討していることを説明している。

さらに続いて、「国際的な合意を待つことなく、このような大型タンカーや英国の港に潜在的に危険な貨物を運ぶ船舶が通る航路の管理を含む、我が国の管理下に置かれるべき措置についても検討している。古い領海概念では十分ではない」と述べている³³。

新たな法規則の必要性については、グリーンウッド大臣も、前政権が署名した「1954年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約」が現状にはまったく適合せず、修正を行うための国際会議が必要であり、外務省を通して協議を始めていると述べた³⁴。

既存の国際法では、タンカーが大型化した中での沿岸国が抱えるリスクに

対応できないということが繰り返し強調されている。

その後、政府間海事協議機構（IMCO）の条約会議において最終的に「油汚染事故の場合の公海上の措置条約」（1961年）が作成された。

条約は前文で、海洋における油の汚染からの自国民の利益保護とそのため
の公海上での例外的な措置の必要を確認し、またその措置が公海自由の原則
に影響しないと規定する。第1条では「油による海洋の汚染又はそのおそれ
から生ずる自国の沿岸又は関係利益に対する重大なかつ急迫した危険を防止
し、軽減し又は除去するため必要な措置を公海上でとる」権利を締約国に認
めた。

また、第2条4項で「関係利益」とは、漁業活動を含む「沿岸、港湾又は
河口における海事上の活動」で「関係者の生計のための不可欠な手段」、「観
光資源」、「沿岸の住民の健康」及び「水産生物資源及び野生動植物の保存
を含む」「関係地域の福祉」であるとしている。

公海自由の原則の例外を定める本条約は、英国の沿岸漁業や住民保護のた
めには爆撃という一方的行為が唯一かつ緊急の措置であるという主張と既存
の国際法では対応不能であるという主張と合致したものとなった。

ILCは、国家責任第一読草案第33条³⁵の注釈で、トリー・キャニオン号事
件を緊急避難の例として挙げている。英国が、自国の海岸に及ぶ甚大な油汚
染の被害を強調し、あらゆる措置を慎重に検討した結果、最終的に爆撃措置
をとらざるを得なかったことがその根拠である。「英国の採った爆撃措置は
緊急状態を根拠として国際法上適法な措置と認められるべきであった（the
action taken by the British Government would have had to be recognized
as internationally lawful because of a state of necessity）」としている³⁶。

このことに関して、英国自身は爆撃措置が国際法上違法であるという前提
には立っておらず、また、トリー・キャニオン号の旗国であるリベリアから
も、実質的な船主である会社の国籍国である米国からも違法性は問われてい
ない³⁷。つまり、緊急避難の抗弁により違法性が阻却されるべき違法行為自
体の存在が明らかではなく、英国の爆撃措置の法的位置づけは断定されたも
のではないのである。

3 法の形成における一方的行為の位置付け

前節では、各国が特定利益の保護のために国内法や国内政策に基づき関係国の事前の同意を得ることなくとった一方的行為が、最終的に条約の締結を導いた事例を確認してきた。

こうした国家の一方的行為の効果を単なる事実ではなく、国際法上の法的効果として位置付けることは可能であろうか。

この問いについて、筆者は法の形成における一方的行為として位置づけられると既に別稿で論じたが³⁸、本節では、こうした一方的行為が法の形成における一類型として成立しうるのかどうかという観点から改めて検討したい。

一方的行為は、国際法上の一定の効果を生じさせるために行う国際法主体の一方的な意思表示と一般的に定義できるが³⁹、行為の性質のどの部分を重視するのかによって定義や分類方法も異なり、また対象となる行為も論者によって変わってくる。

例えば、一方的行為の法効果を権利や義務の創設という意味で厳格に捉えるのかもしくはそれ以外の法効果も含むのか、意思表示の方法を限定するのか、どのような方法でも良いのか、また「一方的」という意味をどのように定義づけるかによっても対象となる一方的行為の範囲は異なってくる。

一方的行為の枠組について、ILC が「国家の一方的行為」(Unilateral Acts of States) についての 10 年にわたる検討の後、2006 年に「法的義務を生じ得る国の一方的宣言に適用される指導原則」とそのコメンタリー (Guiding Principles applicable to unilateral declarations of States capable of creating legal obligations, with commentaries thereto) (以下、指導原則)⁴⁰を採択した。ここで、本稿で対象とする一方的行為は指導原則の対象に含まれるのかを確認しておく。

指導原則には、ILC が「狭義の一方的行為、つまり国際法上義務を生じさせる意図をもって国により表明される公式の宣言の形をとる一方的行為」、つまり一方的宣言のみを対象とすることが明示されており、非常に限定的であることを自ら認めている⁴¹。

さらに、ILC は指導原則 1 で「公表され、かつ、拘束される意図を表明する宣言は、法的義務を生ずる効果を有することがある。その要件が満たされる場合、当該宣言の拘束的性質は信義誠実に基づくものであり、関係国は、宣言を考慮に入れ、それを信頼することができ、当該義務が尊重されることを要求する権利を有する」と規定し、一方的宣言の法効果、また義務を発生させる根拠を説明するが、本稿で問題としている法の形成における一方的行為とはその方法も効果もまったく異なる。

しかしながら、指導原則が一方的宣言のみを対象としたことは、もちろんこれ以外の一方的行為が国際法においては認められないことを意味するものではない。ILC も前文で、国家が国際法上の義務を引き受ける様々な形の一方的行動（unilateral behavior）が存在することを指摘している。一方的行為が非常に多種多様な形を持ち、また ILC の国際法の漸進的発達と法典化という任務上、一定の原則を示すためには対象を絞らざるをえなかったと考えられるが、その様々な一方的行動から一方的宣言以外の国際法上の法効果を持つ行為を抽出し、枠付けることは可能であり重要な作業であろう⁴²。

それでは、学説の議論の中に本稿の一方的行為を支える理論が存在するであろうか。

国際法上の一方的行為の分類として、抗議、通告、一方的約束、放棄、承認および条約の批准、加入、留保があげられるが⁴³、合意に基づかない一方的行為を自律性（autonomous）を基準に分類する論者は多い。一方的行為の詳細な研究を行った Suy は、自律性の意味を厳格に定義づけた上で、自らも認めるように一方的行為を非常に狭く捉えている。

Suy は一方的行為を法律行為であり、法的効果を目指す国際法上の一つの主体のみから発せられる意思の宣言と定義し、他の主体の関与なく一定の効果を持つことが重要な性質であり、この性質がすなわち自律性を意味するとしている⁴⁴。より具体的には、①交渉過程の要素としてではなく、一方的行為自身により法的効果を創出すること、②一方的行為に対して他国の同様の行為の介入なしに法的効果を創出すること、さらに③法的効果を創出する場合でも、条約の締結過程の一部の行為は自律性が認められないとする。つまり、批准や、留保といった行為は Suy の言う一方的行為には当たらない。

本稿で対象としている一方的行為は、裁判などの解釈・適用の場で既存の国際法に照らせば違法となる可能性があり、行為国は一方的行為の合法性を主張しつつも真の目的は新たな合意形成にあり、①～③のどの性質も持たない。つまり、自律性を一方的行為の判断基準とするのであれば、本稿の一方的行為は Suy が枠付ける国際法上の一方的行為ではないことになる。

他方で、一方的行為を自律的なものとそうでないもの (non-autonomous) に分け、そのどちらも一方的行為に含める考え方がある⁴⁵。

行為国の権利、義務を創設し、意思表示の方法も行為国により独立して行われる自律的な一方的行為に対し、条約の形成過程の一部としての行為や、慣習法の形成に寄与する行為であって⁴⁶、形式的には一方的であっても、契約的な関係を前提とした法効果を持つために他国の反応を必要としたり、相互依存的な複数の宣言の一つであったりする一方的行為は非自律的な一方的行為と分類される⁴⁷。

この分類によれば、本稿が対象としている一方的行為は、非自律的な一方的行為として位置付けることが可能であろう。この分類を採用する論者の中でも Zemanek は自律的な一方的行為を国際法の適用において行為国の法的立場を確認、変更するものと定義するのに対して、慣習法や条約の形成過程で採られる一方的行為を「補助的 (adjunctive) な一方的行為」と位置付ける⁴⁸。

補助的という用語が法形成における一方的行為の性質を表すのに適切であるかは検討の余地があるが、本稿が対象とする法の形成における一方的行為を非自律的な、もしくは補助的な一方的行為として分類することは可能であると考える。

それでは、果たして、法の形成における一方的行為が非自律的一方的行為や補助的一方的行為の中の独立の類型として成立し得るのかどうか、そのためには、その法的効果および一定の効果を持つための要件が明確にされる必要がある。次節では、本節での分類に関する議論を踏まえ、改めて第2節で検討した事例から、要件の具体化を試みたい。

4 法の形成における一方的行為の要件の具体化

第2節で検討した事例は、最終的に条約の締結という結果を導いた。このような法効果を発生させる要件について、英米間のベーリング海オットセイ仲裁事件の検討から、筆者は別稿で以下のような一応の結論を出した⁴⁹。

- ① 「法の不存在」という状況があること。合法違法を判断する適用法規は存在するが、既存の国際法では解決されない新たな問題が発生している（法の不存在）。
- ② 一方的行為の目的が一般利益という正当な利益の保護であること（一般利益）。
- ③ 一方的行為としてとられた措置（手段）の必要性が確認されること。
ここでの必要性は、手段の唯一性、緊急性および実効性から判断される（必要性）。

ここで示した3つの要件を第2節で検討した仲裁事件以外にも当てはめることができるのか、また要件のさらなる明確化をここで検討してみたい。

ロシアによるオットセイ捕獲禁止事件では、ロシアは保護の必要性を訴える際に、領海3カイリという既存の国際法ではオットセイの保護を実効的に行うことができず、そのことは英国を含む関係国間との条約でも認められていると主張した。その結果、最終的に領海3カイリを越える公海上でもオットセイの捕殺が禁止され、違反した英国船をロシアが拿捕することに英国も合意した。当時オットセイ保護のための法が存在しなかったことが確認できる。

一方的行為の目的であるオットセイ保護がいかなる利益といえるかについては、既に見た通り、ロシアはロンドン市場においても多くのオットセイの獣皮が取引されていることを示し、オットセイ産業がロシアだけでなく、英国にとっても重要な産業であることが指摘されている。このことは拿捕という危険を冒してまでオットセイ漁を続ける英国船の態度からも見て取れるであろう。漁を持続させるためにオットセイを保護することはロシアだけの国益ではなく、英ロ両国の共通の利益であると言える。

公海上での拿捕という一方的行為は、絶滅の危機の切迫性や公海を含む規制が乱獲や密猟を防ぐためには実効的であることから、必要な措置であることが主張された。また主張の内容は、英露協定によって実現され、拿捕が緊急の場合の唯一の実効的な手段であることが両国間で合意された。

英米ベーリング海オットセイ仲裁事件においても領海3カイリを越えた海域での外国船の拿捕という行為が問題となったわけだが、裁判において拿捕自体は公海自由の原則からは違法行為と判断されながらも、オットセイ保護のための新たな規則を制定することには英米両国とも合意しており、法の不存在を認識していたといえる。

また、オットセイの獣皮の持つ商業価値は仲裁裁判の当事国である英米だけでなく、ロシアや後に4カ国条約を締結した日本にとっても非常に高く、オットセイ保護が「人類全体の共通利益」として認識されている。

一方的行為の性質については、乱獲によりオットセイが絶滅の危機にあること、回遊性という習性から陸上や領海3カイリ内での保護措置では十分ではないこと、また英米間で暫定的にオットセイ漁を禁止しても密猟が続けられ、実際にオットセイの資源量が激減しているため、保護のためには猟獲そのものを停止させる拿捕という緊急の措置が必要であり、実効性を持つ唯一の手段であることが強調された。

トリー・キャニオン号事件では、英国はタンカーの大型化により、油の流出事故がこれまでに経験したことのない甚大な被害を発生させるものであり、既存の領海制度や条約では対応できないことを主張し、公海上での外国船の爆撃という一方的行為を正当化しようとした。英国の主張は最終的には油汚染事故に関する新条約を生み出し、新たな状況に対応する国際法がなかったことが示されたと言える。

英国が爆撃行為により守ろうとした保護利益は英国沿岸の漁業資源や観光資源であったが、英国が新たな法規則を国際会議の場で提案し、それが条約化したのは油汚染事故から守られるべき海洋環境が、英国だけの利益ではなく沿岸国に共通の利益として認識されたからであろう。

また、専門家との協議や天候条件などから爆撃行為が採りうる唯一の手段であったこと、油の流出による被害が広がる中での緊急状態（urgency）で採

られた措置であること、また旗国や船主が事故に対応しない中で、実効的な措置をとりうるのは沿岸国である英国だけであったことから、爆撃という手段の必要性が説明される。

以上、先に述べた三要件にしたがって事例を整理した。既存の国際法によって規律されていない事項が存在し、「法の不存在」が確認される時に、国家が国内法や自国の政策に基づいて採った一方的行為は、その保護利益が行為国だけでなく、国家間に共通の正当な利益であり、またとられた措置が、問題解決のために必要な措置である場合、新たな合意形成を導く効果を持つことを確認することができたと考える。

また、事例研究を通して三要件の内容がより具体化された。

「法の不存在」要件については、単に規律する法が存在しないというだけではなく、不存在であるが故に最終的には関係国間での合意形成を行為国が意図していることもその要素として捉えることができる。一方的行為によっていかなる法的状況を創設するかは、第一義的には行為国の意図に拠るが⁵⁰、その意図を行為国は関係国との交渉を通して公表し、相手国も交渉に応じることでその意図が受け入れられていく。

条約作成を目指すのであれば、本来一方的行為ではなく交渉によって合意に達することが望まれる。しかしながら、一方的な措置を必要とする緊急の状況が明らかに存在すること、そして統一的な立法機関の存在しない国際社会において、主権国家による一方的行為を完全には否定しえず、だからこそ濫用を防ぐための一方的行為の要件の明確化が重要な作業となる。

一方的行為の手段の「必要性」を支える要素として、一方的行為が暫定的な措置であることも各事例で強調されている。合意形成を目指す意図の下でとられた一方的行為は、既存の法の下では国際法違反の可能性もあるが、決して違反の状態を常態化させるものではなく、あくまでも暫定的な措置でなければならない。唯一性、緊急性、実効性また暫定性といった要素は、国家責任条文第 25 条が規定する緊急事態の要件である、「不可欠の利益」や「重大かつ急迫した危険」、避難行為の要件である「唯一手段性」と内容が重なる。

既に検討した通り、本稿で扱った事例は、一方的行為を行った国家がそも

そも自国の行為の違法性を認めていなかったり、他国から違法性を追及されていなかったり、また自衛権による正当化を試みたりしており、違法性阻却事由としての緊急避難の事例ではないと考えられるが、一方で国家が明確にどの概念を用いて説明しようとしたのかも必ずしも明らかではない。自衛権における必要性を訴えたのか、緊急避難を援用したのかもしくは新たな法を目指す一方的行為の必要性を訴えたのかは自明のものではなく、これらの事例において、国家が訴えた必要性（necessity）が、違法性阻却事由として発展していくものなのか、法の形成の文脈における一方的行為の要件なのかを分類することが法の形成における一方的行為を独自の法効果を持つ一つの類型として位置づけるためには重要な作業となろう⁵¹。

ここで改めて、本稿で検討した事例における一方的行為の国際法上の位置付けおよび要件についてまとめた。三つの事例においてすべての一方的行為は最終的には新たな条約締結へと導く効果を持ち、前節で検討した通り、法の形成における非自律的な一方的行為として分類することができる。また一方的行為が条約の締結という法効果を持つためには以下の要件を満たす必要がある。第一に、既存の国際法では新たに生じた国際問題を処理できないという法の不存在の状態が存在すること。そのため交渉を通じて新たな法の形成を一方的行為の行為国が目指していること。また関係国や国際社会も法の不存在を認識していること。第二に、一方的行為により保護される利益が行為国の国益としてだけでなく、関係国もしくは国際社会に共通の正当な利益であること。第三に、一方的行為の必要性が事態の緊急性、手段の唯一性、実効性、暫定性により根拠づけられていることである。

国家が新たな法規則の定立を目指す時、これらの要件を満たした一方的行為は行為国の意図を条約締結という形で実現する法効果を発生させる。またここでの一方的という意味は、一方的行為自体は行為国の独立の意思により決定されるが、法の形成過程において主張される内容は関係国の一定の受諾を経て法として成立していく

5 むすびにかえて

本稿で検討した一方的行為が単なる事実ではなく、国際法上一定の法効果を持つ実質的法源として位置づけられることを論証してきた。最後今後の課題を述べてむすびにかえたい。

本稿では、海洋環境保護や資源管理に関する事例を題材とした。本稿で導き出した結論が、国際法において比較的新しい分野である環境保護や資源管理といった法制度が未発達であり、法の不存在を確認しやすい領域においてのみ妥当するのか⁵²、他の分野でも一般化が可能なかを事例を通してさらに検証する必要がある。

法の形成における一方的行為は単独で権利義務関係を創設する自律的な一方的行為ではなく、関係国からの何らかの受諾を得て新たな法が定立される非自律的な一方的行為である。一方的行為によって新たな法の必要性が顕在化した時に、その必要性に対する期待を行為国以外の関係国も共有していることを客観的に判断する方法を明確にすることが、一方的行為を単独行動主義に陥らせないために重要であろう⁵³。

また、一方的行為の必要性を立証するための根拠として、科学的知見の正確性は結論に大きく影響すると考えられる。例えば仲裁事件において、プリビロフ諸島の領有権がロシアから米国に移って以降、米国によるオットセイ研究が進んだことから、オットセイの個体数や海上猟獲によるオットセイへの影響などについて詳細な調査が行われ⁵⁴、それを基に米国はオットセイが絶滅の危機にあることを主張し具体的な資源管理方法を英国に対し提示した。科学的知見に基づくこうした主張は、一方的行為の必要性の要素である緊急性や唯一性また実効性に大いに説得力を持たせ、法の形成を促すことになる。法の形成において科学的確実性がどのように影響するかについても検討の必要がある。

一方的行為による条約の締結を国際法の定立形式の枠内で捉えることができると本稿は結論付けた。一方的行為が現在の国際社会において単独行動主義の意味での一方的とならず、客観的な制度として確立するためには、これらの課題を一つずつ克服していかなければならない⁵⁵。

¹ このような一方的行為の例として、1945年に米国トルーマン大統領が行った、公海の下にある大陸棚の海底の天然資源に対する米国の権利を主張する「大陸棚の地下および海底の天然資源に関する米国の政策宣言」（大陸棚に対するトルーマン宣言）や国際司法裁判所のアイスランド漁業管轄権事件（本案 1974年）で問題とされた、国内法令に基づくアイスランドによる漁業水域の一方的拡大、カナダ漁業管轄事件（1998年）での国内法令に基づき公海である北西大西洋漁業機関の規制区域で行われた一方的な外国船の拿捕などを挙げることができる。

² 米国は1974年通商法に、外国の不正貿易政策について相手国との協議で解決しない場合には制裁措置を発動する権限を大統領に与える 301条~309条を盛り込み、さらに1988年包括通商競争力法により、制裁措置の発動権限を通商代表部に大幅に委譲し、制裁措置を採りやすくするいわゆるスーパー301条が追加された（通商法 310条）。最近では、2018年以降、トランプ、バイデン両政権下で、中国に対して 301条に基づき関税率を一方的に引き上げている。

³ 米国は、1972年海産哺乳類保護法に基づき、多くのイルカを混獲してしまう巾着網漁業を行う国からのキハダマグロの米国への輸入を禁止した。同法は現在も現行法として施行されており、2017年に海産哺乳類保護のための米国の基準と同等の保護措置を採ることを米国へ水産物を輸出する国に義務付ける同法の実施規則が新たに施行された。日本貿易振興機構「海産哺乳類を混獲する漁業による水産物の輸入を規制—2017年1月に施行、5年間は免除期間—」『ビジネス短信』

（<https://www.jetro.go.jp/biznews/2016/11/c8105ef4de97b355.html>）（2024年9月14日最終アクセス）。

⁴ 小中さつき「公海漁業規制における一方的行為」『早稲田大学大学院法研論集』第90号（1999年）171-197頁。国内法に基づく一方的行為が、単なる事実ではなく、一定の法的効果を持つという本稿の問題意識については、以下の論文とも共有されるものだと考える。中谷和弘「I 言葉による一方的行為の国際法上の評価」『国家による一方的意思表示と国際法』（信山社、2021年）3-152頁；山本草二「一方的国内措置の国際法形成機能」『上智大学論集』第33巻第2・3合併号（1991年）47-86頁。前者の論文で中谷教授が「一方的要求」として分類する一方的行為の特質や法的効果は本稿のテーマに対して示唆的である。

⁵ M. Agius, *The Invocation of Necessity in International Law*, *Netherlands International Law Review*, Vol. 56, Issue2(2009), p. 97; I. Brownlie, *International Law and the Use of Force by States* (Oxford University Press 1963), p. 376.

⁶ *Ibid.*, p. 112.

⁷ Gabčíkovo-Nagymaros Project (Hungary/Slovakia), Judgement, *I. C. J. Reports 1997*, paras. 51-52, pp. 40-41.

⁸ これらの事例は環境保護における緊急避難の事例として改めて注目を集めている。例えば、Malgosia Fitzmaurice, “Necessity in International Environmental Law”, *Netherlands Yearbook of International Law*, Vol. 41(2010), pp. 164-166; Caroline

Foster, “Necessity and Precaution in International Law: Responding to Oblique Forms of Urgency”, *New Zealand Universities Law Review*, Vol. 23, No. 2(2008), pp. 273-275.

⁹ Report of the International Law Commission on the work of its fifty-third session(23 April-1 June and 2 July-10 August 2001), A/56/10(2001), *Yearbook of the International Law Commission 2001*, Vol. II, Part2, p. 81.

¹⁰ M. Chichkine to Sir R. Morier, 24 (12) February 1893, *British and Foreign State Papers*, Vol. 86, pp. 218-220.

¹¹ *Ibid.*, pp. 232-233.

¹² 山田卓平『国際法における緊急避難』（有斐閣，2014年）22-25頁。

¹³ 北村朋史「国際法上の緊急避難に関する一考察—二つの「緊急避難」と国家責任条文二五条の意味（上）」『法学会雑誌』第55巻第2号（2015年）128頁，150頁。

¹⁴ 本件については，以下を参照。小中・注（4）前掲論文，175-182頁。より詳細には，J. B. Moore, *History and Digest of the International Arbitrations to which the United States has been a Party*, Vol. 1(1898), pp. 755-951.

¹⁵ *Ibid.*, pp. 770-774.

¹⁶ *Ibid.*, p. 776.

¹⁷ Foreign Relations of the United States (1891), pp. 615-619.

¹⁸ Moore, *supra* note 14, p. 853.

¹⁹ 小中・注（4）177-179頁。

²⁰ 同上，180頁。

²¹ Moore, *supra* note 14, pp. 949-951.

²² *Ibid.*, p. 956.

²³ *Ibid.*, pp. 925-928.

²⁴ ベーリング海オットセイ仲裁事件について，ILCの国家責任条文草案の特別報告者であるアゴーは裁判所が緊急避難を否定した事例と看做すのは誤りであるとしている。その理由として以下のような説明を行っている。

既にみたオットセイ保護についてのロシアの主張と異なり，米国は，他のいかなる手段によっても防ぐことのできない差し迫った生態学的危機に対処するために，公海での不作為の義務に反して暫定的な措置を採る根拠として「例外的な緊急状態（an exceptional circumstance of “necessity”）の存在」をそもそも主張しなかったと指摘，さらに，米国がロシアとは異なりオットセイ保護のための国際協力を求めなかったこと，緊急避難（“necessity”）とは異なる自己保存権（“self-protection”）に依拠したこと，またそこで保護される利益について，裁判所は共通利益ではなく米国のオットセイ産業の独占的な利益であることをあげた。Addendum - Eighth Report on State Responsibility by Mr. Roberto Ago, Special Rapporteur - the internationally wrongful act of the State, source of international responsibility (part 1), A/CN.4/318/Add.5-7(1980), *Yearbook of the International Law Commission 1980*, Vol. II, Part 1, paras. 34-35, pp. 27-28. この説明については米国

が国際協力を求めなかったとする点や米国の独占的利益のための行為であったとする点など、大いに疑問のあるところである。米国はあくまでも共有財産としてのオットセイ保護を主張している。M. Fitzmaurice, “Necessity in International Environmental Law”, *Netherlands International Law Review*, Vol. 41(2010), p.165.

²⁵ 判決に対する様々な評価については、小中・注（4）182–184頁を参照。

²⁶ 本事件の詳細については以下を参照。山田卓平「トリー・キャニオン号事件における英国政府の緊急避難理論」『神戸学院法学』第35巻3号（2005年）73–128頁。

²⁷ 同上，86–87頁。

²⁸ “The Torrey Canyon”, presented to Parliament by the Secretary of State for the Home Department by Command of Her Majesty, London Her Majesty's Stationary Office, Cmnd. 3246(April 1967).

²⁹ The Parliamentary Debates (Hansard), House of Commons, Official Report, 5th series, Vol. 744 (4th April, 1967), p. 42.

³⁰ *Ibid.*, pp. 48–49.

³¹ *Ibid.*, p. 919.

³² こうした英国の態度については、例えば、迅速な措置を政府がとらなかったとして国内で批判されることを避けるための政治的判断があったなどとされる。その背景の詳細については以下を参照。山田・注（26）114–126頁。

³³ The Parliamentary Debates, *supra* note 29, pp. 41–42.

³⁴ *Ibid.*, p. 924.

³⁵ 「第33条 緊急避難（State of necessity）」

1. 国家は、次の場合を除き、その国家の国際義務と合致しない行為の違法性を阻却する根拠として、緊急避難を主張することはできない。a.その行為が、重大かつ急迫した危険に対して当該国家の不可欠の利益を守るための唯一の手段であり、かつ、b.その行為が、義務の相手国の不可欠の利益に対する深刻な侵害とならなかった場合。
2. いずれにせよ、国家は、次の場合、違法性を阻却する根拠として緊急避難を主張することができない。a.当該国家の行為が合致しない国際義務が、一般国際法の強行規範から生じている場合、または、b.当該国家の行為が合致しない国際義務を規定している条約が、その義務について緊急避難を主張する可能性を、明示的又は黙示的に排除している場合、またはc.問題となる国家が当該緊急事態の発生に寄与してきた場合。」

³⁶ Report of the International Law Commission on the work of its thirty-second session, A/35/10(1980), *Yearbook of the International Law Commission 1980*, Vol. II, Part 2, para. 15, p. 39.

³⁷ 山田・注（26）120–122頁。

³⁸ 小中・注（4）185–190頁。

³⁹ 山本草二『国際法【新版】』（有斐閣，1994年）60頁。

⁴⁰ Report of the International Law Commission on the work of the fifty-eighth session(1 May-9 June and 3 July-11 August 2006)/A/61/10(2006), pp. 366-381.

⁴¹ 邦訳は『国際条約集 2024 年度版』(有斐閣, 2024 年) 151 頁。

⁴² 中谷は, 統一的なルールを導き出すのではなく, 様々な一方的行為に共通するルールと, 類型毎に特有のルールとを分ければ, 一方的行為各々のルールを作成することができたのではないかと指摘する。中谷和弘「II 国連国際法委員会「一方的宣言に関する指導原則」についての一考察」『国家による一方的意思表示と国際法』(信山社, 2021 年) 154 頁。

⁴³ 山本・注 (39) 60-61 頁。

⁴⁴ Suy は近年の一方的行為に関する論文において, 一方的行為とみなす行為の範囲の修正が必要であるとしたが, 一方的行為について詳細に検討した以前の著作においても, また近年の論文においても, 自律性を一方的行為の重要な要素とし, 依然としてその内容を厳格に捉えている。E. Suy, *Les actes juridiques unilatéraux en Droit international public*, Bibliothèque de droit international Tome XXIII(Librairie générale de droit et de jurisprudence, 1962) ; E. Suy, “Some Unfinished New Thoughts on Unilateral Acts of States as a Source of International Law”, *Journal for Juridical Science*, Vol. 26, Issue 3(2001), pp. 3-4.

⁴⁵ G. Fitzmaurice (1958) “The Law and Procedure of the International Court of Justice 1951-54: Treaty Interpretation and other Treaty Points”, *British Yearbook of International Law*, Vol. 33(1958), pp. 203-293; M. Virally, The Sources of International Law, in M. Sørensen(ed.) *Manual of Public International Law* (Macmillan, 1968), p. 116-174; K. Zemanek(1998) “Unilateral Legal Acts Revisited” , in K. Wellens(ed.) *International Law: Theory and Practice: Essays in Honour of Eric Suy* (Martinus Nijhoff, 1998), pp. 209-221.

⁴⁶ Virally, *ibid.*, p. 155.

⁴⁷ Fitzmaurice, *supra* note 45, p. 229.

⁴⁸ Zemanek. *supra* note 45, p. 210.

⁴⁹ 小中・注 (4) 186-190 頁。

⁵⁰ Suy (2001), *supra* note 44, p. 3.

⁵¹ 緊急避難としての“necessity”が自己保存権や自衛権での必要性から発展したと捉えられるものとして, 例えば, Roman Boed, “State of Necessity as a Justification for Internationally Wrongful Conduct”, *Yale Human Rights and Development Law Journal*, Vol. 3, Issue 1(2000), pp. 4-5.

⁵² T. Gazzini, W. G. Werner, I. F. Dekker, “Necessity Across International Law: An Introduction”, *Netherlands Yearbook of International Law*, Vol. 41(2010), p. 9.

⁵³ 奥脇直也「過程としての国際法」『世界法年報』第 22 号 (2003 年) 77 頁。

⁵⁴ 和田一雄「ラッコ・オットセイ猟業の成立・変遷と資源管理論 (1)」『野生生物保護』第 2 巻 2 号 (1997 年) 115 頁。

⁵⁵ Boyle と Harrison は, 英国の海洋法への貢献について概観した論文の最後で以下のように述べている。「大国として英国が法の発展に一方的に影響を及ぼす時代は終

わり、またその影響も関係国の同意を得るための建設的な取組みがなされた場合のみ実効的であることを過去一世紀の実行から学び、また英国政府も同様の理解をしており、一定のソフトパワー、ハードパワーの能力を維持しつつも、創造的な外交と多国間主義による協力の新しい方法を見つける必要性を認識している。」

一方的行為は特定の法を目指す時のみ法効果が生じるのであり、各分野において協力義務が国際法で定められ、条約作成のための多数国間フォーラムが整えられている現在の国際社会において、法形成のための一方的行為を条件付けることは、英国が言う「新しい方法」に繋がるのかもしれない。Alan Boyle, James Harrison, “British Contributions to the Law of the Sea and the Protection of the Marine Environment, including its Natural Resources”, *British Yearbook of International Law* (26 April 2023), p. 15, <https://academic.oup.com/bybil/advance-article/doi/10.1093/bybil/brad005/7143759>>20 February 2025.